



国空航第103号
平成30年5月7日

一般財団法人日本航空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



第7回日中韓サミット等の開催に伴う協力依頼について

平成30年5月9日に「第7回日中韓サミット」が開催されることに伴い、李克強中華人民共和国国務院総理及び文在寅大韓民国大統領が来日する予定となっているところ、両首脳をはじめとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警察庁からの警備協力を要望されているところです。

つきましては、平成30年5月8日から11日までの来日期間中における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう貴会傘下の会員へ周知願います。

記

1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添1のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定に基づく外務省告示（別添2）により、東京国際空港、迎賓館、ホテル・ニューオータニ、経団連会館、駐日中華人民共和国大使館、駐日大韓民国大使

館、新千歳空港、札幌パークホテル、えこりん村及びトヨタ自動車北海道並びにその周辺地域が飛行禁止区域として指定された。これにより、小型無人機、操縦装置を有する気球、ハンググライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等による同区域上空の飛行は禁止されるところ、法令遵守に万全を期すこと。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/po/page23_002495.html

（警察庁ホームページ）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

以上

事 務 連 絡

平成30年5月8日

一般財団法人日本航空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

第7回日中韓サミット等の開催に伴う協力依頼について
(航空情報（ノータム）の一部変更)

標記について、平成30年5月7日付け国空航第103号にてお知らせしているところですが、小型航空機の飛行自粛等の要請内容に変更が発生したため、あらためて別添のとおり発出した航空情報（ノータム）についてお知らせします。

つきましては、同内容を踏まえ適切に運航されますようあらためて貴会傘下の会員へ周知頂きますようよろしくお願いします。

(変更内容)

- ・ 帝国ホテルの追加
- ・ 韓国大使館における飛行自粛要請時間の変更

外務大臣 河野 太郎

—

三 側端の少なくとも一方がこの表の對象外國公館等に係る對象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、對象施設周辺地域に含まれるものとする。

六 駐日大韓民國大使館

対象外国公館等の所在地	東京都港区	南麻布一丁目二番五号
対象外国公館等の敷地	東京都港区	南麻布一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都港区	南麻布一丁目一番から六番まで及び八番から二十七番まで、南麻布二丁目一番及び二番、南麻布三丁目一番から九番まで、元麻布一丁目二番から七番まで、元麻布二丁目八番から十四番まで、麻布十番二丁目九番から十六番まで並びに麻布十番三丁目

七 新千歳空港

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	北海道千歳市	北海道千歳市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
美々新千歳空港	美々（次の図面に示す部分に限る。）		一 北緯四十二度四十九分二十六秒、東経百四十一度三十九分五十二秒の点 二 北緯四十二度四十八分五十九秒、東経百四十一度四十分九秒の点 三 北緯四十二度四十八分十八秒、東経百四十一度四十分五十六秒の点 四 北緯四十二度四十八分二秒、東経百四十一度四十一分十五秒の点 五 北緯四十二度四十七分五十四秒、東経百四十一度四十一分二十四秒の点 六 北緯四十二度四十七分四十五秒、東経百四十一度四十一分三十七秒の点 七 北緯四十二度四十七分二十六秒、東経百四十一度四十一分五十一秒の点 八 北緯四十二度四十六分五十六秒、東経百四十一度四十二分一秒の点 九 北緯四十二度四十六分三十九秒、東経百四十一度四十二分二秒の点 十 北緯四十二度四十六分二十一秒、東経百四十一度四十二分五秒の点 十一 北緯四十二度四十六分五秒、東経百四十一度四十二分七秒の点 十二 北緯四十二度四十五分四十三秒、東経百四十一度四十二分十三秒の点 十三 北緯四十二度四十五分二十九秒、東経百四十一度四十二分四秒の点 十四 北緯四十二度四十五分十五秒、東経百四十一度四十二分五秒の点 十五 北緯四十二度四十五分五秒、東経百四十一度四十分五十四秒の点 十六 北緯四十二度四十五分〇秒、東経百四十一度四十分四十二秒の点 十七 北緯四十二度四十五分八秒、東経百四十一度四十分二十七秒の点 十八 北緯四十二度四十五分二十秒、東経百四十一度四十一分二十三秒の点

八 札幌パークホテル

備考	期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	北海道札幌市中 中央区	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交差法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		南十条西三丁目一番一号	一 北緯四十三度三分四秒、東経百四十一度二十二分四秒の点 二 北緯四十三度三分七秒、東経百四十一度二十二分二十九秒の点 三 北緯四十三度三分四秒、東経百四十一度二十二分四十秒の点 四 北緯四十三度二分四十八秒、東経百四十一度二十二分三十五秒の点 五 北緯四十三度二分三十八秒、東経百四十一度二十二分二十四秒の点 六 北緯四十三度二分四十四秒、東経百四十一度二十二分五秒の点

九 えこりん村

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	北海道恵庭市
対象外国公館等の区域	北海道恵庭市 牧場（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と一に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
「次」の図面	一 北緯四十二度五十二分五十八秒、東経百四十一度三十二分二十四秒の点 二 北緯四十二度五十三分十秒、東経百四十一度三十二分五十四秒の点 三 北緯四十二度五十三分七秒、東経百四十一度三十三分八秒の点 四 北緯四十二度五十二分十秒、東経百四十一度三十三分三十二秒の点 五 北緯四十二度五十二分一秒、東経百四十一度三十三分二十九秒の点 六 北緯四十二度五十一分四十秒、東経百四十一度三十二分三十四秒の点 七 北緯四十二度五十一分四十三秒、東経百四十一度三十二分二十二秒の点 八 北緯四十二度五十一分五十五秒、東経百四十一度三十二分十五秒の点 九 北緯四十二度五十二分十四秒、東経百四十一度三十二分十五秒の点 十 北緯四十二度五十二分二十六秒、東経百四十一度三十二分二十五秒の点 十一 北緯四十二度五十二分四十六秒、東経百四十一度三十二分十六秒の点
期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	北海道苫小牧市
対象外国公館等の区域	北海道苫小牧市 字勇払百四十五（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と一に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
「次」の図面	一 北緯四十二度三十九分四秒、東経百四十一度四十分三十四秒の点 二 北緯四十二度三十九分十四秒、東経百四十一度四十分六秒の点 三 北緯四十二度三十九分七秒、東経百四十一度四十分二十五秒の点

備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
「次」の図面	四 北緯四十二度三十八分五十秒、東経百四十一度四十分三十九秒の点 五 北緯四十二度三十八分三十二秒、東経百四十一度四十分四十八秒の点 六 北緯四十二度三十八分二十秒、東経百四十一度四十分四十三秒の点 七 北緯四十二度三十八分九秒、東経百四十一度四十一分八秒の点 八 北緯四十二度三十八分十四秒、東経百四十一度四十分五十一秒の点 九 北緯四十二度三十八分三十一秒、東経百四十一度四十分三十九秒の点 十 北緯四十二度三十八分四十九秒、東経百四十一度四十分二十九秒の点
備考	○文部科学省告示第七十一号 重要無形文化財青磁の保持者中島宏（平成十九年文部科学省告示第百二十二号）は、平成三十年三月七日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財青磁の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。 平成三十年五月二日 文部科学大臣臨時代理 国務大臣 中川 雅治
備考	○文部科学省告示第七十二号 選定保存技術手切鍔製作の保持者澤田英之助（平成二十八年文部科学省告示第百三十五号）は、平成三十年二月二日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術手切鍔製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。 平成三十年五月二日 文部科学大臣臨時代理 国務大臣 中川 雅治
備考	○厚生労働省告示第二百十八号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第三十八条の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を次のように定め、平成三十年五月二日 平成三十年五月二日 厚生労働大臣 加藤 勝信 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第三十八条の二に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第三十八条の二に規定する厚生労働大臣が定める回数 次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じ、それぞれ当該イからホまでに定める回数 イ 要介護一 一月につき二十七回 ロ 要介護二 一月につき三十四回 ハ 要介護三 一月につき四十三回

AIS JAPAN

Japan Aeronautical Information Service Center



PRINT



CLOSE

NOTAM Detail

DATE: 05/08/2018 03:13

KEYS: NOTAM CODE: RT

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours ! :Urgent [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

080307 RJAANYX
(4012/18 NOTAMN
Q)RJJJ/QRCA/IV/B0/AW/000/030/3542N13930E014
A)RJTT B)1805080820 C)1805100810
E)CONTINUED FM 3989/18
2.PERIOD : 1805080950/1805100735
AREA : WI A RADIUS OF 500M FM THE NEW OTANI HOTEL
(354051.23N1394402.73E)
3.PERIOD : 1805090540/1805090900
AREA : WI A RADIUS OF 500M FM EMBASSY OF REPUBLIC OF KOREA
(354114.55N1394301.81E)
4.PERIOD : 1805090000/1805091130
AREA : WI A RADIUS OF 500M FM THE STATE GUEST HOUSE,AKASAKA
PALACE
(354048.83N1394343.50E)
5.PERIOD : 1805090240/1805090600
WI A RADIUS OF 500M FM THE PRIME MINISTER OFFICIAL
RESIDENCE
(354023.14N1394432.86E)
6.PERIOD : 1805090145/1805090400
WI A RADIUS OF 500M FM KEIDANREN-KAIKAN
(354119.09N1394548.73E)
7.PERIOD : 1805092245/1805100110
WI A RADIUS OF 500M FM THE NATIONAL DIET OF JAPAN
(354033.51N1394443.73E)
8.PERIOD : 1805092355/1805100200
THE IMPERIAL PALACE AND THE AREA EXTENDS 500M OUTSIDE
FM THE OUTER EDGE OF THE IMPERIAL PALACE
(354101.68N1394515.70E)
9.PERIOD : 1805090440/1805090700
WI A RADIUS OF 500M FM IMPERIAL HOTEL TOKYO
(354020.32N1394530.20E)
EXC : 1) ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
2) ACFT FOR FIRE FIGHTING, RESCUE OR HOSP

RMK : METROPOLITAN POLICE DEPARTMENT
TEL:03-3581-4321 (EXTENSION 55331 OR 63154)
F)SFC G)3000FT AMSL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

All Rights Reserved. Copyright©2008, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



NOTAM Detail

DATE: 05/07/2018 11:27

KEYS: LOCATION: RJTT

PERIOD: [18/05/10 00:00] -[18/05/15 00:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

071100 RJAAYNYX
(3989/18 NOTAMN
Q)RJJJ/QRCA/IV/BO/AW/000/030/3542N13930E014
A)RJTT B)1805080820 C)1805100810
E)ALL VFR ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING THE FLW AREA
AS FAR AS POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF
ACFT AND TO SECURE THE VIP.

1.PERIOD : 1805080820/1805081130
1805082100/1805091120
1805092240/1805100810
AREA : WI 500M BOTH SIDE ALONG FLW METROPOLITAN EXPRESSWAY
A) ROUTE WANGAN LINE(FM KUKOCHUO TO ARIAKE JCT)

B) ROUTE11/DAIBA LINE (FM ARIAKE JCT
TO HAMASAKIBASHI JCT)

C) INNER CIRCULAR ROUTE(FM HAMASAKIBASHI JCT
TO KANDABASHI JCT)

D) ROUTE4/SHINJYUKU LINE(FM KINOKUNITOKUBETSUGUCHI
TO MIYAKEZAKA JCT)

TO BE CONTINUED
F)SFC G)3000FT AMSL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

All Rights Reserved. Copyright©2008, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





NOTAM Detail

DATE: 05/07/2018 11:09

KEYS: LOCATION: RJTD

PERIOD: [18/05/10 00:00] -[18/05/15 00:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

071051 RJAAYNYX
 (0222/18 NOTAMN
 Q)RJJJ/QRCA/IV/BO/EW/000/030/4251N14132E015
 A)RJTD B)1805100830 C)1805110440
 E)CONTINUED FM 0221/18
 6.PERIOD : 1805110125/1805110325
 AREA : WI 500M BOTH SIDE ALONG FLW ROAD
 A)PREFECTURAL ROUTE 259
 FM YUFUTSU INT TO KASHIWABARA INT
 B)ROUTE 235
 FM KASHIWABARA INT TO NUMANOHATANISHI IC
 C)HOKKAIDO EXPRESSWAY
 FM NUMANOHATANISHI IC TO ENIWA IC
 D)PREFECTURAL ROUTE 117
 FM ENIWA IC TO ENIWASHIBOKUJO

 7.PERIOD : 1805110250/1805110440
 AREA : WI 500M BOTH SIDE ALONG FLW ROAD
 A)PREFECTURAL ROUTE 117
 FM ENIWASHIBOKUJO TO ENIWA IC
 B)HOKKAIDO EXPRESSWAY
 FM ENIWA IC TO NEW CHITOSE AP IC
 C)PREFECTURAL ROUTE 1091
 FM NEW CHITOSE AP IC TO BIBI INT
 D)PREFECTURAL ROUTE 130
 FM BIBI INT TO NEW CHITOSE AP

 8.EXCEPTION:
 1) ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
 2) ACFT FOR FIRE FIGHTING, RESCUE OR HOSP
 3) ACFT ON URGENT MISSION WITH PRIOR COORDINATION WITH
 HOKKAIDO PREFECTURAL POLICE
 TEL: 011-251-0110(EXTENSION 5962 OR 5963)

 CONCLUDED
 F)SFC G)3000FT AMSL)

Contact us | Policy

All Rights Reserved. Copyright©2008, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





NOTAM Detail

DATE: 05/07/2018 11:08

KEYS: LOCATION: RJTD

PERIOD: [18/05/10 00:00] -[18/05/15 00:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent to AIP-SUP :Linked AIP-SUP

New

071051 RJAAYNYX
(0221/18 NOTAMN
Q)RJJJ/QRCA/IV/BO/EW/000/030/4251N14132E015
A)RJTD B)1805100830 C)1805110440
E)ALL VFR ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING THE FLW AREA
AS FAR AS POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF
ACFT AND TO SECURE THE VIP.

- 1.PERIOD : 1805100930/1805110440
AREA : WI A RADIUS OF 500M FM SAPPORO PARK HOTEL
(430252N1412122E)
- 2.PERIOD : 1805110155/1805110420
AREA : WI A RADIUS OF 500M FM ECORINVILLAGE
(425214N1413306E)
- 3.PERIOD : 1805110055/1805110255
AREA : WI A RADIUS OF 500M FM TOYOTA MOTOR HOKKAIDO, INC.
(423841N1414109E)
- 4.PERIOD : 1805100830/1805101100
AREA : WI 500M BOTH SIDE ALONG FLW ROAD
A)PREFECTURAL ROUTE 130
FM NEW CHITOSE AP TO BIBI INT
B)PREFECTURAL ROUTE 1091
FM BIBI INT TO NEW CHITOSE AP IC
C)HOKKAIDO EXPRESSWAY
FM NEW CHITOSE AP IC TO SAPPOROKITA IC
D)ROUTE 5
FM KITA 33JO NISHI 1CHOME INT
TO MINAMI 10JO NISHI 2CHOME INT
- 5.PERIOD : 1805110000/1805110225
AREA : WI 500M BOTH SIDE ALONG FLW ROAD
A)ROUTE 5
FM MINAMI 10JO NISHI 2CHOME INT
TO KITA 33JO NISHI 1CHOME INT
B)HOKKAIDO EXPRESSWAY
FM SAPPOROKITA IC TO NUMANOHATANISHI IC
C)ROUTE 235
FM NUMANOHATANISHI IC TO KASHIWABARA INT
D)PREFECTURAL ROUTE 259
FM KASHIWABARA INT TO YUFUTSU INT

TO BE CONTINUED
F)SFC G)3000FT AMSL)